

「私立大学のミライー研究編―」

文化のバトン（文化遺産）を 未来へ繋ぐ保存修復科学

北野 信彦

龍谷大学文学部
歴史学科文化遺産学専攻教授

はじめに

それぞれの学問分野には、必ず独自の存在意義と目指す目的が存在する。併せて私立大学には、それぞれ独自の建学の精神が存在する。近年、私立大学の教員には、それをよく理解して学生教育に活かし、持続可能な地域社会への貢献に繋げることが求められている。しかし現実的には、我々は自分の専門領域の研究を学生教育、さらには社会貢献へどのように結び付けたらよいのであろう。このたび筆者の取り組みをレポートするよう連絡をいた

だいた。甚だ拙い文章で恐縮ではあるが、その一端を報告させていただく。

1 文化遺産学とは

筆者は、1639（寛永16）年に創立された西本願寺の教育機関である学林をルーツに持つ龍谷大学の文学部の歴史学科に所属している。筆者の教育分野は文化遺産学、専門分野は保存修復科学であるが、所謂従来の人文科学分野としての歴史学とは大きく立ち位置が異なる。通常、大学における歴史学の研究対象は文字記録である。ただしそこには、記録した側の恣意的なバイアスが介在する可能性も否定できない。そこで文献史学の分野では、歴史資料の記載内容について史料批判を交えつつ多角的に解釈し、先人たちの様々な歩みを考察する。一方、文化遺産学の研究対象は、文化財・文化遺産である。これらは、歴史・文化の物的証拠であるモノであるため、基本的に恣意的な意思は反映され難い。そのため、文献史学を補完する研究分野ともいえる。

文化遺産学が取り扱う対象は、先人たちが創造した時と場所（地域）の文化を表現したモノ＝物的証拠であり、

代表例・典型例として、国や各地の行政機関がしかるべき手続きを経て「文化財」と指定した物（公共物）が中心である。ここにワザワザ状況証拠である伝統文化の継承技術も一部含まれる。一例ではあるが、国宝とは「日本の宝」と解釈する人が多いと思うが、文化財保護法は「世界文化の見地から価値が高い、たぐいなき国民の宝として国（文部科学大臣）が指定したもの」と規定する。これを展示公開する博物館施設も、博物館法は「もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする」という文言が入っている。故に文化遺産学は、ある面公共性が高い学問分野といえる。ただし関連分野や調査対象は多岐にわたる。考古学・博物館学・美術史学・建築史学・工芸史学・文化的景観学・観光資源学・文化行政学・無形遺産学・保存修復科学などが代表的なものである。従来、この分野は、「文化財学」と呼ばれ、文化財学という名称で開講している大学もある。一方で文化遺産という表現は、文化を形に表現した財産Ⅱ「文化財」というよりは、先人たちが私たちに残してくれた大切な文化を形として表現した遺産Ⅱ「文化遺産」という意味であり、「次世代に守り・伝える必要性」が強調さ

れる未来志向の学問分野でもある。これは1972年に採択されたユネスコ世界遺産条約の文言「世界の中で顕著で普遍的な価値を持つ貴重な自然や文化の遺産を人類共有の財産として保護・保存し、次世代に継承する」の精神を反映している。ところが、モノ（物質）は時間が経過するに伴い劣化していく。火災にあえば一瞬のうちに灰燼に帰してしまう。文化遺産を保護・継承するには、大変な労力と資金が必要である。特に保存修復作業に有する資金をどのように賄うかは常に大きな課題である。

2 文化遺産を守り・伝える保存修復科学

筆者が専門とする文化財の保存修復科学は、この守り・伝える実学的な学問領域である。経年劣化を受けている文化財が有する歴史的・文化的な真正性の延命措置を図り、先人たちが残してくれた文化の「遺産」として、少しでもより良い状態で次世代に継承していく社会的持続可能な実務分野である。文化遺産を傷ついた人間の患者に置き換えて例えると、まさに医療行為を行う医者と同じ役割を担う仕事といえる。「文化財の医者（ドクター）」という言い方がわかりやすい表現かもしれない

い。すなわち、劣化が進行した文化財の修復作業を実施する際、まずどの箇所がどの程度傷んでいるのか、傷んだモノがどのような材料と技術・構造で造られているのかに関する詳細な事前調査を行い、それをカルテに記入する。これは臨床検査の仕事に相当し、「文化財科学」のジャンルがこの業務を担当する。そのうえで軽症であれば、直接モノに触れるリスクをなるべく避けて、周りの環境条件（温湿度、シックハウスガスなどの室内空気や大気汚染物質、カビや害虫などの生物被害、紫外線劣化や照明光などの光照射の影響）などを整えてモノの延命措置を図る。内科に相当する「保存科学」の分野である。しかし重症で、手を加えて強化・修理する必要がある場合、はじめて医療行為でいえば手術を行う外科に相当する「修復技術」の出番となる。人間では脳外科や心臓外科・整形外科など専門分野は多岐にわたる。文化財の分野でも絵画・彫刻・建造物・埋蔵文化財など種類別に修復技術の内容や修復材料・工程は異なる。しかし大卒で文化財の保存修復科学とは、保存は保存科学Ⅱ内科、修復は修復技術Ⅱ外科、科学は文化財科学Ⅱ臨床検査の3つの医療行為の分野に相当する。これら3つのジャン

ルの言葉を合体させた造語が「保存修復科学」というフレーズなのである。さらに近年では、自然環境の変化に伴う土砂災害や、2011年の東日本大震災・2016年の熊本地震・今年正月の能登半島地震など、自然災害が多発している。その際、地域の文化財資料も被災するケースが多い。一般にはほとんど知られていないが、被災文化財等のレスキュー活動や防災・減災対策の普及啓発活動も行われている。その際、被災現場に保存修復科学の実務担当者が出向いて被災文化財等の救助に当たる。筆者も、東日本大震災における石巻の津波被災地や福島第一原発放射線汚染地域内で文化財等レスキュー活動に従事した。これは医療行為では救命救急の分野に相当しよう。

近年は科学技術と分析機器の進歩に伴い、文化遺産の保存修復に伴う基礎調査には最先端の理化学的手法が用いられる機会が増えてきた。もちろん経験に裏付けられた目視観察は大切である。加えて対象とする文化財の材質・技法・構造や劣化状況を客観的に把握するための分析・観察・画像解析からは、多くの「歴史の事実」を知ることができる。すなわち、物言わぬ歴史の証言者Ⅱ

モノである文化財資料に多くの事を語らせることができ
る可能性も高い。

このような個々の文化財・文化遺産は、それぞれ貴重
でかけがえのない国民の公共物である。そのため法律で
守る、税金を投入して保護するという考え方がある。こ
れは1897（明治30）年の「古社寺保存法」↓192
9（昭和4）年の「国宝保存法」↓1949（昭和24）年
の法隆寺金堂壁画焼失をきっかけに制定された1950
（昭和25）年の「文化財保護法」の基本方針であり、保護
活動（保存修復事業経費を含む）には、税金が一部投じ
られることとなった。ところが、富を生み出さない（ビ
ジネスの対象となりにくい）文化財保護に多額の税金を
使うことへの反発も依然強く、予算的な手当が薄い感
は否めない。その一方で、近年の国の基本方針は、観光立
国としてインバウンドを推進する動きであり、日本の文
化を体現する文化遺産は観光資源として注目されるよう
になってきた。ここに至り文化遺産は、地域活性化や観
光コンテンツとして大切な文化資源であるとともに、民
族・地域のアイデンティティー（誇り）であるという認
識が強調されるようになってきた。この状況に即応して、

2018（平成30）年には国の文化財保護法も、文化財
を保存しながら積極的に活用するように改正された。社
会的な要請として、文化財をどのように地域資源として
活用するかが大きな課題となっている。ただし必要な予
算の多くは自助努力で賄うことも併せて求められている
ことも事実である。

3 文化財建造物の塗装彩色修理

筆者は、これまで保存修復科学の実務研究の中でも、
主に「日本の文化は木の文化」を体現する文化財建造物
の保存修復作業と深く関わってきた。文化財建造物の外
観の色彩はその建造物の印象も大きく左右する。建築史
の分野では、これまで文化財建造物の構造や意匠に関す
る先行研究は多い。ところが特に外観の塗装彩色は風雨
に晒されて劣化が著しいため残存状況が悪い。さらに理
化学的な分析手法も必要であるため、基礎調査や応用研
究が大きく立ち遅れてきた。幸い近年では筆者らの努力
もあり、文化財建造物の塗装彩色修理を実施する際には、
なるべく造営当初やその後の修理期の材料・技術を分析
して客観的データを蓄積し、修理に役立てることが文化

庁の指針として示されている。さらに近年の自然環境の急速な悪化は、現時点では塗装彩色修理を実施しない場合、次の修理期までの間に僅かに残存している塗装彩色痕跡の消滅を招く危険性が高い。そのため塗装彩色の基礎調査のみ実施して次世代に情報を申し送るというミッションも増えてきた。

ここ数十年は、主要な文化財建造物が前回の昭和期修理から数十年が経過し、平成・令和期の塗装彩色修理の実施時期に当たっている。筆者もこれまで平等院鳳凰堂、日光東照宮陽明門、嚴島神社社殿、西本願寺唐門、比叡山延暦寺根本中堂など、各地の貴重な文化財建造物の塗装彩色修理や首里城の復元事業などに携わる機会を得た。その結果、造営当初の色彩を分析で特定しそれを再現したというスタイルは、修理終了後にかなり社会的に受け入れられている。平等院鳳凰堂や日光東照宮陽明門は、平成期修理終了後に観光コンテンツの一要素に組み入れられて地域活性化に寄与している。特に文化財建造物の場合、普段近寄れない箇所足場を建てて修理作業は実施される。その修理・復元現場を一般公開するシステムは、当該分野を広く一般に知ってもらうとともに、地域

の観光コンテンツの一つともなっている。また、足場を利用した文化財資料の形状把握のための三次元計測作業は、資料活用コンテンツである画像や模刻資料作製に資する基礎資料となる。これらも、地域のアイデンティティー（誇り）であるとともに、地域活性化や観光資源となりうる文化遺産の文化的価値を広く一般に知ってもらうための社会貢献の一つに位置付けられよう。

4 持続可能な社会貢献と私立大学のミライ

近年は、持続可能な社会との連携が大学に求められている。その意味では、文化財の保存修復科学の分野は、十数年から百数十年おきに傷んだ文化遺産の大修理、さらにはその都度ケアを行い、次世代に繋いでいく具体的で持続可能な方法を模索する実学的な総合領域にある。さらに、被災文化財等の対応や、海外の文化遺産の保存事業への協力などは国際的な社会貢献も常に視野に入る。確かに文化遺産学自体は、文献史学や考古学・美術史に関わる内容であるため文系のイメージが強い。ところが保存修復科学の分野は、実務として直接文化財の延命措置を図る必要がある。そのため、文系（歴史学）の学識を

ベースに蛍光X線分析装置や光学顕微鏡などの機器を使うなど、実際には理系の知識や手法も必要である。まさに100年先・200年先をめざしたハイブリッドな学問領域であり、公共物である文化遺産が有する歴史的・文化的な価値の真正性の延命措置を図る実務を下支えする社会的責務も重い。筆者の研究室にも、各地の文化財保存修復現場から、様々な調査依頼や相談が持ち込まれている。日々、必要不可欠な分野であると実感している。そのため、この研究分野を真摯に志向してくれる若手育成は必要不可欠であり、喫緊の課題である。筆者は、大学病院のように常に文化財の修理現場に身を置き、医学部におけるインターン制度と同じく学生（主に大学院生）に補佐を行わせるよう努めている「写真1」。各修理現場では、常に社寺などの所有者・文化庁などの行政機関・修理工事の施工担当者・作業を実施する修理技術者が、それぞれの立場で実現可能で正当な施工方法の策定に関する議論を行って事業を進めている。そのリアルな現状も体感しつつ、学生は現場で必要とされる実践的な内容を理解して、自身の基礎研究にフィードバックさせる。そのうえで個々の研究成果を学会で発表して多くの



[写真1]文化財建造物における彩色材料の分析調査風景



[写真2]学会における研究成果のポスター発表風景

研究者から意見を頂戴し、それを踏まえて自身の研究の向上を図ってもらおう。これらの経験を経ることで、彼らが次世代を担う人材へ育つことを強く期待している「写真2」。

昨今の国の指針は、一部の国立大学の応用科学分野に重きをおいて研究費を集中支援している。確かにこのような施策も大切であろう。その一方で、歴史と伝統を守り・伝える文化遺産学を深めた人材の育成と社会貢献を行うことは、正に独自の建学の精神を有する私立大学ならではの強みではなからうか。

「私立大学のミライー教育・地域貢献編」

大学スポーツ資源を活用した 地域振興モデル創出

―「FUSポまち」コンソーシアムの
挑戦と自走化―

乾眞寛

福岡大学スポーツ科学部教授

「FUSポまち」コンソーシアム幹事長

はじめに

「地域貢献は、無償の奉仕?」。多くの大学は、大学の基本的使命として「教育、研究、医療、地域貢献」などを掲げている。しかし、大学内部では地域貢献活動に対する評価制度や大学教員の資格審査、人事査定にその活動内容が反映されることは少ないのが現状である。

したがって、「地域貢献マインド」を持つ大学教職員と

持たない教職員の差は、埋めようもない。やる人はやるが、やらない人は全くやらない」のが常である。福岡大学は、9学部2万人がワンキャンパスに集う西日本でも有数のマンモス総合大学である。全国各地の私立大学と地元地域との距離感や親近感、繋がり具合にはそれぞれ千差万別あると思われるが、福岡大学と地元福岡市との特別な関係性を、愛着心を持って表す表現に「石を投げれば、福大生に当たる」という言葉があるくらい、地元地域との交流や距離が近いのが福岡大学の特徴でもある。

当然、28万人を超える卒業生の多くが地元就職しているため、卒業後の福大生同士の繋がりにはビジネス界でも存分に活かされている。また、広大なワンキャンパスの敷地内には、大学病院、医学部、薬学部、スポーツ科学部がある。JR博多駅から地下鉄でわずか20分の利便性と好立地な城南区七隈の地に、地域医療の拠点病院（年間外来患者数32万人）と第3種公認陸上競技場、プール、総合体育館などのスポーツ施設群が徒歩圏内に並び建ち、日頃から地域の方々が気軽に足を踏み入れる大学でもある。土日祝日には、大学のリーグ戦、各年代別の各種スポーツ大会の公式戦会場になることも多く、福岡市内は

もとより九州圏内から、小学生、中学生、高校生などの若者からシニアの世代まで幅広い層の学外者がキャンパスを訪れている。少子高齢化社会の到来と共に、私立大学に期待されるべき使命や役割は、多方面に広がり変化してきている。特に、健康寿命を延ばし、スポーツによる健康で活力あるまちづくりのために、子どもからお年寄りまで一緒に集うような「新しい地域スポーツ振興」は、私立大学の地域貢献課題の一つとしてこれから益々期待され、注目される分野でもある。

ただし、単なる属人的なボランティアや無償の奉仕活動ではなく、将来的にきちんと持続可能な仕組みや体制づくりも極めて重要な要素である。今回は、2022（令和4）年度から新しく福岡大学で取り組みを始めた「福岡大学スポーツ・健康まちづくりコンソーシアム（略称…FUSポまちコンソーシアム）」の地域貢献活動について紹介する。

1 “新しい地域スポーツ”の価値創造

大学の体育会系スポーツには従来、「大会での活躍、競技会での勝利が期待され、大学の知名度やブランド力の向

上、母校への帰属意識の醸成、学生募集」などの価値が求められる。しかし、大学キャンパス内のスポーツ施設は、正課授業や部活動の活動時間以外の空き時間帯はほぼ使用されず、そのまま放置されている場合が多い。授業期間中の平日は使用枠が埋まっても、長期休業中や土日祝日には必ず空きがある。もし、この空き時間の施設有効利用が革新的に進めば、大学周辺の地域スポーツ振興はその期待度を大幅に上回る可能性（潜在力）があると私は確信している。また、大学スポーツ施設だけでなく、高度な知見を有する指導者やハイレベルな学生アスリート人材も豊富なスポーツ資源だと言える。しかし、指導者や学生が目目の前の試合や大会に出場して勝つこと以外の価値観を持っていない大学体育系運動部がほとんどであり、新しい地域スポーツの価値創造という視点・論点がなかなか育ちにくい風土が根強く残っているのが現状である。かく言う筆者自身も、大学の特別強化部に指定される運動部の監督職を現役で務めているが、私自身は競技面でのスポーツ強化と地域スポーツ振興の両立は、場の提供や人、資金、時間のマネジメント力があれば充分可能であると考えている。だからこそ大学スポー

ツ資源を活用した持続可能な地域スポーツ振興モデルの自走化は、これからの地域スポーツの新しい価値創造となり得ると信じていたい。

2 “FUSポまち” コンソーシアムの設立

2022（令和4）年9月、“FUSポまち”コンソーシアムを設立した「写真1」。福岡大学がハブの役割を果たし、自治体（市民局、福祉局、教育委員会ほか）6団体、企業、地元プロスポーツ団体など計20団体（発足時は14団体）が地域のスポーツ振興、健康なまちづくりの推進を目的とした共同体を形成・運営している「図1・2」。福岡大学の学長がコンソーシアム会長となり、学内の「地域連携推進会議」を通して、大学執行部や事務局などの全学的な組織体制を丁寧かつしっかりと構築した。また、学内の社会連携センター事務室内にコンソーシアム事務局を置き、

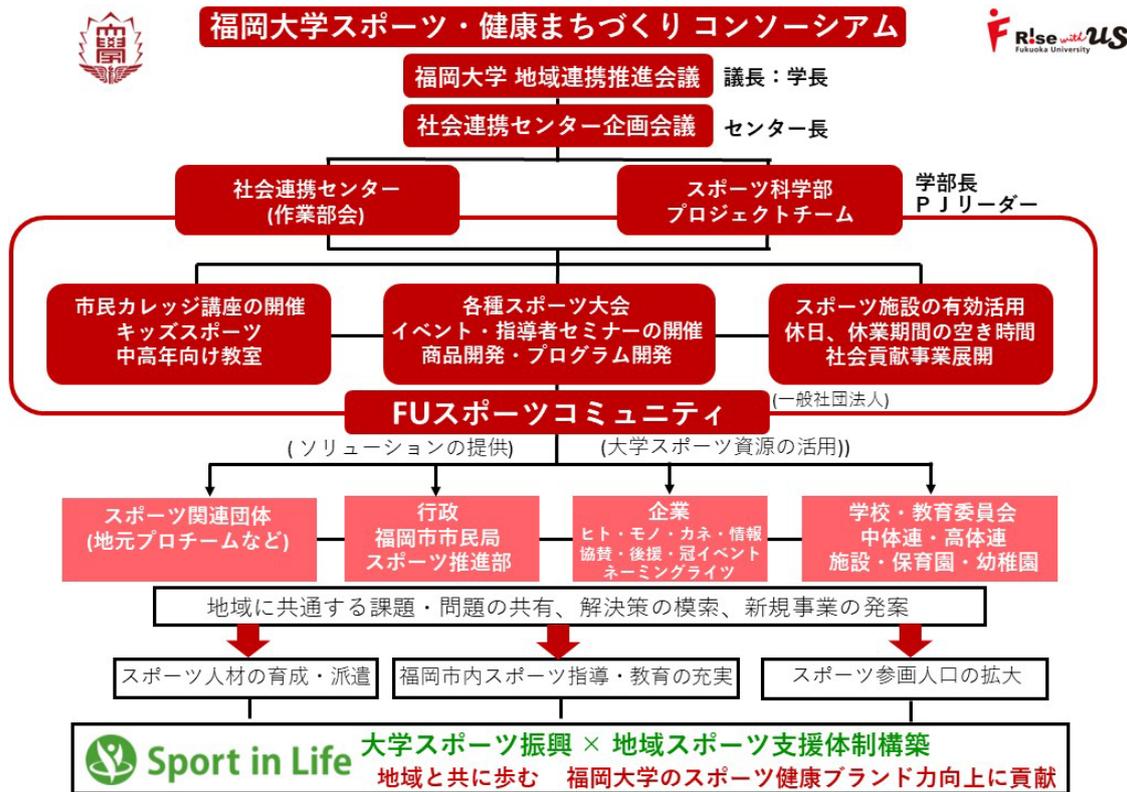


〔写真1〕記者発表の様子

常時対応可能な窓口を設置している。定期的な幹事会の開催と運営を担当職員がサポートすることになり、継続的で安定した運営体制が確立された。コンソーシアム幹事会では、参画団体からの要望やスポーツ・健康づくりの地域課題に対する様々な提案が出され、毎回解決策の検討を前向きに行っている。2024（令和6）年5月の幹事会では、福岡市福祉局、福岡市立障がい者スポーツセンターからの提案をきっかけに、地元プロスポーツチームの公式戦当日の試合会場とその周辺で、市民向けのパラスポーツ体験会の開催や大学内のスポーツ資源を活用したインクルーシブな教育機会や場の創出に関するイベント企画が具体化した。この企画は、福岡大学から2



〔図1〕コンソーシアムの事業概要



[図2] コンソーシアムの学内組織図と外部機関との連携について

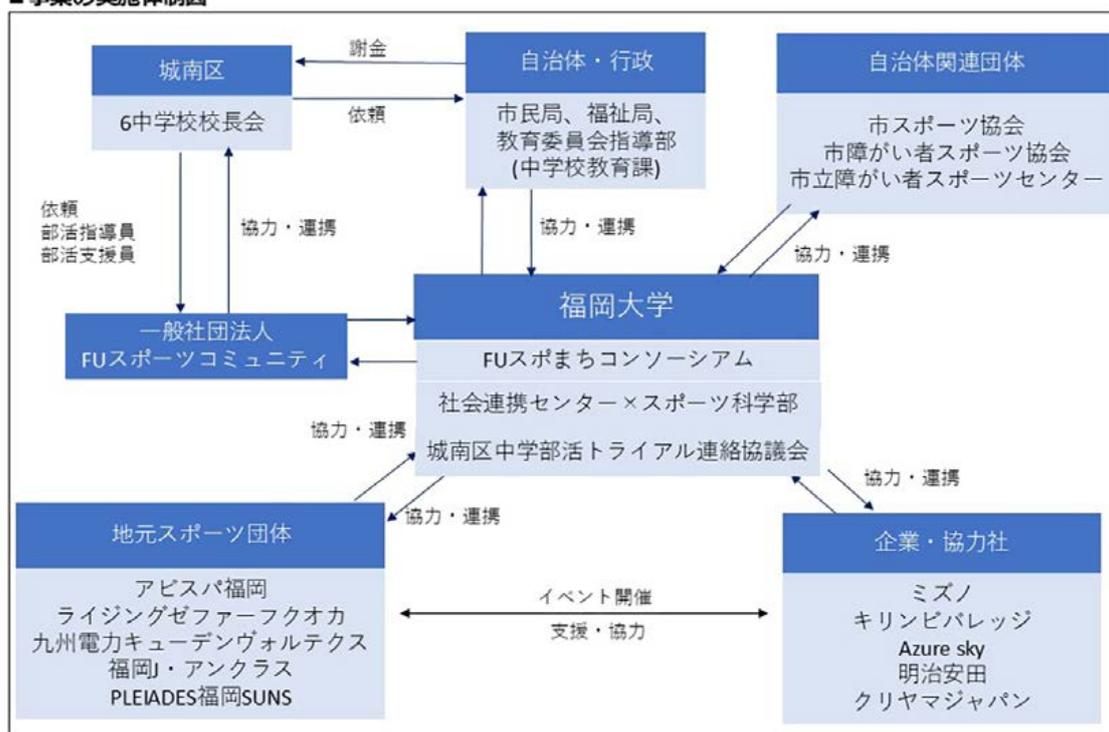
024（令和6）年度スポーツ庁公募事業「感動する大
学スポーツ総合支援事業」に申請して、見事に採択され
た。これで2022（令和4）年、2023（令和5）
年、2024（令和6）年度と3年連続して、公募事業
にも採択され、学内のみならず、幅広い地域貢献事業と
して学外でも認知され、大学発の一大新規プロジェクト
として評価されてきた。

3 福大型（集合型）部活動地域移行トライアル

スポーツ庁によると2023（令和5）年度～202
5（令和7）年度の3年間は部活動の「改革推進期間」と
され、2024（令和6）年度に入り、全国各地で様々
な実証事業（全国510市町村）が展開されている。ス
ポーツ庁では、大学と地域との連携モデルや大学アスリ
ー人材を部活動指導者として活用することを積極的に推
進するよう求めている。しかし、実際にはまだ、このよ
うな取り組みに大学側がどこまで踏み込んで対応してい
くのか、判断を迷っているのが現状である。そこで福岡
大学では、大学周辺の福岡市城南区にある市立6中学校
校長会と連絡協議会を開き、とりあえず2023（令和

5) 年2学期の3カ月限定(10月～12月)での週末部活動の地域移行トライアルを進めていくことになった「図3」。2023(令和5)年度スポーツ庁・UNIVAS※の公募事業に採択された今回のトライアル事業は、あくまでも城南区内だけでの特別な試行であり、毎週末の土曜日に大学内のスポーツ施設に中学生が集まり、複数の学校の生徒たちが合同で練習する、いわば「地域クラブ活動」の形態を取り、中学校の部活顧問教諭ではなく、研修を受けた大学生アスリートが実技指導するという活動スタイルを採用した。自宅から大学へは生徒自身が自転車で20～30分程度で通えて、親の送迎がなくても無理なく集まれる距離であった。種目は、中学校側からのリクエストに応じて、サッカー、陸上競技、剣道、バレーボール(女子)の4種目限定で実施され、延べ650人(中学1・2年生)が参加した「写真2」。大学生を中学校へ派遣する指導員派遣型は、全国各地の体育・スポーツ系大学や学部でいくつかの先行事例が見受けられるが、大学スポーツ施設に、直接中学生を集める集合(集約)型部活動支援は前例が無く、スポーツ庁からの注目度も高いトライアル事業となった。福大型トライアル事業開

■事業の実施体制図



[図3] 2023(令和5)年度公募事業における具体的な連携先について

始前に、大学内で対面式の指導者養成講座（AED実習を含む）を開催して、120人の指導員候補者を確保した。その中から、さらにオンライン講座「ブカツゼミ」（学校法人三幸学園開発、100テーマ）を受講完了した運動部学生100人を指導員人材バンクに登録した。100人のうち、教職課程履修者が7割で、教員志望の学生たちにとって、教育実習以外では貴重な指導体験の機会にもなっており、指導への意欲は高く、皆が前向きな姿勢で取り組んでいた。参加した中学生のアンケート結果からは、大学生指導者に対して、専門種目の知識や指導力が高く評価され、9割の生徒から前向きな評価を受けていた。また、他の中学校の生徒との合同練習形式に違和感はほとんどなく、むしろ良い意味での緊張感があり、新しい仲間づくりで養われる社会性が向上したという意見が多く出ていた。

この事業に参加した学生からは、学内キャンパスでのスポーツ指導ならば今後とも継続的に関わりたい、との感想も多く出ていた。まだまだ短期間のトライアル事業の域を超えてはいないが、大学スポーツ資源を活用した部活動地域移行に新たな可能性が見出されたと言える。



[写真2]4種目のスポーツにて活動を展開

4 事業の収益化と組織の自走化

日本では、学校部活動の指導や地域スポーツ指導者への対価はなく、これまでほとんどが無償の奉仕、ボランティアという言葉で曖昧にされてきた長い歴史がある。

今回、「大学スポーツ資源を活用した地域振興モデル創出支援事業」を展開するに当たって、我々が目指したのは原則として必ず指導者への謝金を出すこと、さらに学生アシスタントにも必ず指導料を支給する有償化を徹底している点である。

2022（令和4）年度は20事業（参加者4500人）、2023（令和5）年度は30事業（参加者5700人）を展開してきたが、すべての事業に対して、指導者への謝金を支給している。

しかし、今後もコンソーシアム事業が持続可能で自走化していくためには、スポーツ庁からの補助金支給ありきの体制ではなく、各イベントや講座毎の収益化を図りながら、行政、大学、企業が一体となった産学官連携体制の確立が求められる。そこで、2023（令和5）年9月に一般社団法人FUSポーツコミュニティを立ち上

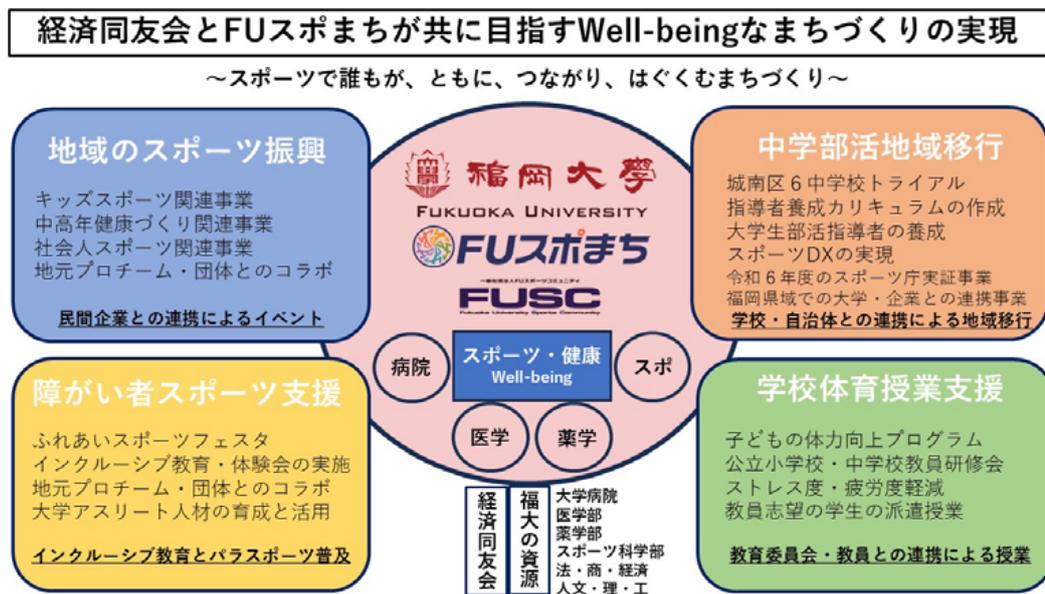
げ、コンソーシアム事業の発展や収益性の向上、自走化に向けた産業界との連携体制を強化ことにした。2024（令和6）年度からは、「福岡大学市民カレッジ」のスポーツ系講座の開催や各種イベント等の企画、運営、実施を行い、自走化への道のりを歩み出した。既に、一般社団法人には常駐する事務局有給スタッフ（1名）を雇用し、4月からは福大キャンパス内に法人事務所も開設。本格的に稼働している。法人事務局では、各種イベントや講座の企画から告知、参加者募集、会費の徴収、学生アルバイトの募集や管理、スポンサー料収入、謝金の支払いなどの会計業務を日常的に行える組織体制を整えている。今まで、ほんの一部の大学教職員が休日返上の無償無給のボランティア活動として行ってきた地域スポーツ振興活動を、専属スタッフによる正規の業務として運営していけるよう、新しい仕組みづくりにも挑戦している。

5 経済同友会との包括連携協定の締結

2024（令和6）年7月9日、福岡大学と公益社団法人経済同友会（新浪剛史代表幹事）は、包括連携協定

の調印式と記者会見を大学内で開催した。経済同友会の中にある「スポーツとアートによる社会の再生委員会」が、2023（令和5）年3月に提言として発信している「スポーツエコシステム」の目指すところと、「FUスポまち」コンソーシアムの事業内容が極めて親和性が高く、お互いが目指す「新しい地域スポーツの価値創造基盤の創出」という理念が完全に一致したことから、具体的な連携協定の締結に発展した。今後は、身近な地域のスポーツ振興や中学部活動の地域運営移行、障がい者スポーツ振興、あらゆる年代をターゲットにしたスポーツ参画人口の拡大といった多様な地域課題に対して、産業界からの支援策を協議していく「図4」。いかにwin-winに協業していけるのかを互いに模索し、社会実装を目指していくことになる。産学官連携はもう既に耳慣れたワードだが、大学スポーツ資源を活用した地域スポーツ振興モデル創出という分野においては、画期的な出来事である。コンソーシアム事業の収益化、自走化への力強いサポートが実現すれば、私立大学経営においても大学スポーツの役割や可能性が改めて見直されるターニングポイントとなることは必至である。

※ 〈注〉
一般社団法人大学スポーツ協会の略称であり、2025大学と33団体・6連携会員が加盟している（2024年5月並びに7月時点）。



[図4] ウェルビーイングなまちづくりの実現